（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　この法律の施行の際現に第十二条の規定による改正前の保険業法（以下「旧保険業法」という。）第百六条第三項本文に規定する事由（保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）による旧保険業法第百六条第一項第十三号に掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。）により子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の外国の会社を子会社としている保険会社は、第十二条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第百六条第十二項本文に規定する事由（保険会社又はその子会社による同条第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。）により当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている保険会社とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、旧保険業法第百六条第三項ただし書に規定する事由の生じた日は、新保険業法第百六条第十二項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

２　この法律の施行の際現に旧保険業法第百六条第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の外国の会社を子会社としている保険会社については、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該保険会社の子会社となった日を、新保険業法第百六条第六項に規定する子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となった日とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。

第十八条　新保険業法第百六条第四項、第十三項（保険会社が、現に子会社としている同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する子会社対象保険会社等に限る。）に該当する子会社としようとするときに係る部分を除く。）及び第十六項の規定は、この法律の施行の際現に保険会社が旧保険業法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第八項ただし書又は第十項の規定による認可を受けて当該保険会社又はその子会社が同条第一項第十三号の二に掲げる会社の議決権（保険業法第二条第十一項に規定する議決権をいう。）を合算してその基準議決権数（旧保険業法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第十九条　この法律の施行の際現にされている旧保険業法第百六条第七項の規定による認可の申請は、従属業務（新保険業法第百六条第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。）を営む会社に係るもの以外のものにあっては新保険業法第百六条第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあっては新保険業法第百二十七条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりした届出とみなす。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　この法律の施行の際現に第十三条の規定による改正前の農林中央金庫法（以下「旧農林中央金庫法」という。）第七十二条第三項本文に規定する事由（農林中央金庫又はその子会社（旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）による旧農林中央金庫法第七十二条第一項第九号又は第九号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由を除く。）により子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の外国の会社を子会社（旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）としている農林中央金庫は、第十三条の規定による改正後の農林中央金庫法（以下「新農林中央金庫法」という。）第七十二条第十二項本文に規定する事由（農林中央金庫又はその子会社（新農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）による新農林中央金庫法第七十二条第一項第九号から第十一号までに掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第十二項ただし書に規定する主務省令で定める事由を除く。）により当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社（新農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）としている農林中央金庫とみなして、新農林中央金庫法第七十二条第十二項の規定を適用する。この場合において、旧農林中央金庫法第七十二条第三項ただし書に規定する事由の生じた日は、新農林中央金庫法第七十二条第十二項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

２　この法律の施行の際現に旧農林中央金庫法第七十二条第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の外国の会社を子会社（旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）としている農林中央金庫については、当該子会社対象会社以外の外国の会社が農林中央金庫の子会社（旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）となった日を、新農林中央金庫法第七十二条第六項に規定する子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となった日とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。

第二十一条　新農林中央金庫法第七十二条第四項、第十三項（農林中央金庫が、現に子会社（新農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）としている新農林中央金庫法第七十二条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社（新農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）としようとするときに係る部分を除く。）及び第十六項の規定は、この法律の施行の際現に農林中央金庫が旧農林中央金庫法第七十二条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第八項ただし書又は第十項の規定による認可を受けて農林中央金庫又はその子会社（旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）が旧農林中央金庫法第七十二条第一項第九号の三に掲げる会社の議決権（旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する議決権をいう。）を合算してその基準議決権数（旧農林中央金庫法第七十三条第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第二十二条　この法律の施行の際現にされている旧農林中央金庫法第七十二条第七項の規定による認可の申請は、従属業務（新農林中央金庫法第七十二条第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。）を営む会社に係るもの以外のものにあっては新農林中央金庫法第七十二条第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあっては同条第十九項（第一号に係る部分に限る。）の規定によりした届出とみなす。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　預金保険機構は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第一号施行日」という。）を含む事業年度の前事業年度における金融機能強化勘定（第十六条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律第四十三条に規定する金融機能強化勘定をいう。）の積立金のうち内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けた金額を、第一号施行日を含む事業年度に係る預金保険法第三十九条の認可を受けた予算及び資金計画の定めるところにより、当該事業年度における第十六条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律第三十五条第三項の規定による業務の財源に充てることができる。

（担保付社債信託法の一部改正）

第二十四条　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「同条第六項第六号」を「同条第六項第十一号」に改める。